

令和6年度山口県介護テクノロジー導入支援事業（介護ロボット等概要）

1 事業目的

介護従事者の負担の軽減を図るとともに、介護ロボットの普及による働きやすい職場環境の整備を図り、介護従事者の確保に資することを目的として、介護ロボットの導入に要する経費の一部を補助するものです。

なお、予算を上回る協議をいただいた場合、事業効果を幅広く波及させる目的により審査の上選定します。

2 事業概要

(1) 補助対象

ア 介護ロボット

次の（ア）～（ウ）の全ての要件を満たす介護ロボットを導入する際の経費を対象とする。

（ア）日常生活支援における、①移乗介護②移動支援③排泄支援④見守り・コミュニケーション⑤入浴支援⑥介護業務支援のいずれかの場面で使用

（イ）介護従事者の負担軽減効果のあること

（ウ）県が定める技術的・市場的要件を満たすこと

〈技術的要件〉

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

○センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行うロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮し、介護業務の支援又は利用者の自立支援を行うロボット

○経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成25年度～平成29年度）、「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成30年度～令和2年度）、「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和3年度～）において採択された介護ロボット（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）

〈市場的要件〉

○販売価格又はリース価格が公表されており、一般に購入又はリース契約が締結できる状態にあること。

イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するWi-Fi環境の整備に必要な経費（モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）を対象とする。

(2) 補助額

ア 介護ロボット

（ア）補助率 1／2

ただし、次の要件を満たす場合 3／4

〈要件〉 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機

器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること。(既に導入している機器の活用も可能とするが、当該機器も含めた介護ロボット導入計画を作成すること。)

(イ) 補助額

1 機器につき、補助基準額上限30万円(ただし、60万円未満の機器については、その価格に(ア)に定める補助率を乗じて得た額と補助基準額上限の30万円と比べ少ない方の額)

(ウ) 補助上限台数

施設・居住系サービスについては利用定員数を10で除した数、在宅系サービスについては利用定員数を20で除した数(小数点以下は切り捨てる。ただし、1台未満は切り上げるものとする。)

イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

(ア) 補助率 1/2

ただし、次の要件を全て満たす場合 3/4(要件3については①②いずれか)

<要件1> 導入計画及び業務改善計画により、職場環境の改善が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することが明記されていること。

<要件2> 特に活用定着に向けたサポートが必要な機器(移乗支援機器、移動支援機器等)を導入する事業者については、原則として、厚生労働省委託事業「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業」の相談窓口や介護生産性向上総合相談センターに相談した上で導入すること。

<要件3①> 生産性向上推進体制加算対象のサービス種別に関しては、少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること。(既に導入している機器の活用も可能とするが、当該機器も含めた介護ロボット導入計画を作成すること。)加えて、生産性向上推進体制加算(Ⅰ)の取得に努めること。

<要件3②> 生産性向上推進体制加算対象のサービス種別以外のサービス種別に関しては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置すること。加えて、次に掲げる要件のいずれを満たすことに努めること。

ア CSV連携の標準仕様を実装した介護ソフトでLIFEにデータを提供している又は提供を予定していること。

イ 「ケアプランデータ連携システム」等を利用して、ケアプラン標準仕様に準じて出力されたCSVファイルにより、居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること(ここでいう「データ連携」は、公益社団法人国民健康保険中央会が運用

する「ケアプランデータ連携システム」等のデータ連携サービスを利用し、異なる介護ソフトベンダーのユーザー間で居宅サービス計画書やサービス利用票のデータ連携を行う場合を想定しており、同一の介護ソフトベンダーが提供する介護ソフトユーザー間のみでデータ連携されるサービスは対象とならない。

ウ 文書量半減を実現させる導入計画となっていること。

(イ) 補助額

1 事業所につき、補助基準額上限 60 万円（ただし、120 万円未満の機器については、その価格に（ア）に定める補助率を乗じて得た額と補助基準額上限の 60 万円と比べ少ない方の額）

(3) 対象施設

介護サービスの区分	介護施設等の種別
施設・居住系サービス	介護老人福祉施設（地域密着型を含む）
	介護老人保健施設
	介護医療院
	特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）
	認知症対応型共同生活介護
在宅系サービス	通所介護（地域密着型を含む）
	通所リハビリテーション
	短期入所生活介護
	短期入所療養介護
	認知症対応型通所介護

3 応募

(1) 提出書類

- ア 協議書
- イ 補助金所要額調書
- ウ 介護ロボット導入計画書
- エ カタログ、見積書等参考となる資料

(2) 募集期間 令和 6 年 6 月 24 日（月）～令和 6 年 8 月 30 日（金）

※郵便の場合、募集期間最終日の消印まで有効

(3) 送付先 〒753-8501 山口市滝町 1-1 山口県健康福祉部長寿社会課施設班
mail: shisetsu-choujyu@pref.yamaguchi.lg.jp

4 導入計画採択のポイント

(1) 未導入法人・補助実績が少ない法人を優先

- ・法人内での介護ロボットの保有状況
- ・補助による介護ロボット導入実績
- ・同一法人別事業所の応募状況

(2) 導入効果

- ・厚生労働省導入活用事例に掲載がある先進性が高い機器を優先

- ・使用頻度の高い事業計画を優先

※目標及び導入効果の検証が具体的で効果性のある計画を評価

5 その他

- ・1法人で複数施設の応募をする場合は、施設ごとに導入計画書を作成し、法人単位で導入計画書を取りまとめの上、提出してください。
- ・この補助金に関する御案内や各種様式は下記ホームページに掲載しています。
「かいごへるぷやまぐち」URL:<https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/3360.html>
- ・当該補助金に応募された場合、国又は地方公共団体等への照会及び国又は地方公共団体等からの照会に対して、当該補助金に関する情報の提供を行うことがありますので、予め御了承ください。